

各県立高等学校長 殿  
県立東桜学館中学校長 殿

教 育 長

**県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について（通知）**  
**（山形県・山形市独自の「緊急事態宣言」の期間延長を踏まえた新学学期の対応について）**

3月22日に発出された山形県及び山形市独自の「緊急事態宣言」については、本日、山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部において、山形市のレベル5を維持し、対象期間を4月25日まで延長することとされました。

県内では、新規感染者数の高止まりにより医療ひっ迫の度合いが高まっており、また、若年層への感染が散見されているほか、変異株（E484K 変異株）が本県でも確認されるなど、高いレベルで注意・警戒が必要な状況になっています。

学校においては、新年度、新入生を迎え、非常に重要な時期でありますので、新入生への指導を含め、改めて緊張感をもって感染防止対策に取り組むことが必要です。

つきましては、県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、県の〔注意・警戒レベル〕が5の場合も含め、令和2年12月23日付け高教第781号にて通知しているところですが、新学学期の教育活動について下記により適切に対応願います。

記

**I 基本的な考え方について**

学校においては、感染のリスクが非常に高まっているという意識を持って、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、引き続き、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」を徹底した上で、教育活動を継続する。学校関係者に感染が確認された場合も、保健所に相談しながら臨時休校等は限定的となるよう対応していく。

**II 新学学期の教育活動上の留意点について**

**1 県の〔注意・警戒レベル〕5の地域に所在する学校について**

以下に示す、令和2年12月23日付け高教第781号通知中の県の〔注意・警戒レベル〕5の場合の追加的な対策等について実施を徹底すること。

**（1）基本的な感染防止対策**

- ① マスクの常時着用の指導を徹底すること。
- ② 校舎に入る前に健康観察（登校前の検温結果の確認及び健康状態の把握）を行い、同居の家族に発熱、せき等の風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう促すこと。
- ③ 通学に公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用するとともに会話を控え、学校到着後は、速やかに手を洗うなど接触感染対策などの基本的対策を行うよう、改めて指導すること。また、3つの密を可能な限り避けるため、車内では入口付近にとどまらず、比較的空いている場所へ移動する、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用する等の指導を行うこと。特に新入生に対しては丁寧に指導すること。

## (2) 学習指導について

「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い学習活動」(「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル Ver. 5 (R2. 12. 3 文部科学省)」第1章・第3章も参照)は実施を控え、内容を工夫すること。必要に応じて年間指導計画における指導順序の変更や家庭学習との組合せによる指導計画の見直しを行うこと。

＜工夫の内容＞

- 体育科については、対人競技(柔道、剣道、相撲等)やチームスポーツは、人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める学習にする等。
- 音楽科については、合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める学習にする等。

## (3) 学校行事について

- ① 儀式的行事については、全校生が一堂に会することを控え、時間差での実施や校内放送等の代替的な開催方法も検討すること。
- ② 修学旅行、宿泊を伴う学校行事及び校外学習、体育祭・文化祭等は、原則、実施は控えること。

## (4) 部活動について

部活動は、学校教育の一環として行われ、生徒の心身の成長に寄与するなど教育的意義が高いことから、一部活動を制限しながら継続する。活動にあたっては、令和3年4月6日付けスポ保第22号通知等で示した対策も含む、以下の追加的対策について、校長から顧問・生徒に具体的に指導するとともに保護者にも周知し、引き続き感染防止対策を徹底すること。

### ① 参加者について

自校の教職員以外の者(保護者・外部指導者・卒業生等)の参加は当面、控えること。

### ② 健康観察等の徹底について

ア 生徒は、自身に風邪症状がある場合は、部活動に参加せず、医療機関を受診し、顧問に診断結果を連絡すること。また、家族に風邪の症状がある場合や、家族が濃厚接触者に特定され自宅待機をしている場合等も、部活動に参加しないこと。

イ 顧問は、活動前に参加者の健康観察を徹底し、少しでも風邪症状がある場合には帰宅等させること。また、複数の参加者に症状がみられる場合など、必要に応じて活動中止等の措置を取ること。

### ③ 活動場所について

自校内に活動場所がないため校外施設を毎回利用している場合等を除き、可能な限り自校内での活動を検討すること。

### ④ 活動内容について

ア マスクの常時着用を徹底し、マスクを着用しても活動できる負荷の練習内容とするなど工夫すること。

イ 人が密集したり接触したりする機会をつくらず個人の技能を高める練習にするなど、内容を工夫すること。合唱や複数人での楽器の演奏は実施せず、個人の技能を高める練習にするなど内容を工夫すること。

ウ 自校のみの活動とし、県内・県外を問わず、他校等との交流は控えること。また、校内・校外を問わず、合宿等宿泊を伴う活動は、控えること。

ただし、上位大会につながる大会等への参加など、やむを得ず往来する場合は、保護者等関係者に丁寧に説明の上、承諾を得るとともに、全行程における感染防止対策を徹底し、行動記録を取っておくこと。

### ⑤ 部活動前後の感染防止対策の指導徹底について

顧問は、生徒に対し、部活動前後、特に下校時におけるマスク着用の徹底を

指導すること。また、感染リスクの高い更衣室や部室の使用及び下校途中での複数人での飲食などは極力控えるよう指導徹底すること。

## 2 「1」以外の学校について

県内で独自の「緊急事態宣言」が発出されていることに鑑み、令和2年12月23日付け高教第781号に示す県の〔注意・警戒レベル〕1から4に区分される場合の感染防止対策に加え、以下の対策を追加的に講じること。

### (1) 基本的な感染防止対策

- ① マスクの常時着用を徹底すること。
- ② 同居の家族についても健康状態の確認を行い、同居の家族に風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう促すこと。
- ③ 通学に公共交通機関を利用する場合は、基本的にマスクを着用するとともに会話を控え、学校到着後は、速やかに手を洗うなど接触感染対策などの基本的対策を行うよう、改めて指導すること。また、3つの密を可能な限り避けるため、車内では入口付近にとどまらず、比較的空いている場所へ移動する、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用する等の指導を行うこと。特に新入生に対しては丁寧に指導すること。

### (2) 学校行事について

宿泊を伴う学校行事は控えること。また、県外との往来は控え、県内であっても、県の〔注意・警戒レベル〕5の地域との往来は可能な限り控えること。

### (3) 部活動について

令和3年4月6日付けスポ保第22号通知等で示した対策も含む、以下の追加的な対策について、校長から顧問・生徒に具体的に指導するとともに保護者にも周知し、引き続き感染防止対策を徹底すること。

- ① 県外及び県の〔注意・警戒レベル〕5の地域に在住する、自校の教職員以外の者（保護者・外部指導者・卒業生等）の参加は当面、控えること。
- ② 5月上旬に控えている全国高校総体につながる重要な大会を県内全域で開催できるよう、自校のみの活動とし、県内・県外を問わず、他校等との交流は控えること。また、校内・校外を問わず、合宿等宿泊を伴う活動は、控えること。  
ただし、上位大会につながる大会等への参加など、やむを得ず往来する場合は、保護者等関係者に丁寧に説明の上、承諾を得るとともに、全行程における感染防止対策を徹底し、行動記録を取っておくこと。
- ③ 可能な限りマスクを着用すること。特に会話する際はマスク着用を徹底すること。

## III 教職員の感染防止対策の徹底について

学校の教職員は、感染防止対策を推進する立場にある県職員であり、また、多数の生徒に接する業務に従事していることに鑑み、学校外にあっても基本的な感染防止対策をより一層徹底し、慎重に行動すること。

## IV その他

本通知の取扱いは県独自の緊急事態宣言の解除までを目途とし、解除後は、基本的に令和2年12月23日付け高教第781号により対応すること。なお、今後の感染状況等を踏まえ、対応に変更がある場合は別途通知する。

(担当)	教職員課	課長補佐（高校管理担当）	長岡 靖之（TEL 023-630-2860）
	高校教育課	課長補佐（教育担当）	佐藤 正寿（TEL 023-630-3106）
	スポーツ保健課	課長補佐（学体・生涯担当）	石田 充（TEL 023-630-2562）
		課長補佐（保健・食育担当）	小笠原美鈴（TEL 023-630-2892）